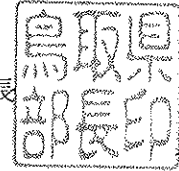


第201400106122号

平成26年10月9日

一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会 様

鳥取県生活環境部長



(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請の手引等の一部改正について (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり産業廃棄物処理業許可申請に係る下記手引を一部改正しましたので、貴协会会员への周知に御協力くださるようお願いいたします。

なお、主な改正内容は以下のとおりです。

(担当：循環型社会推進課 廃棄物指導担当 戸野／0857-26-7684)

記

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の改正、県組織変更に伴う名称変更等に併せて所要の改正を行ったもの。

2 改正した手引

- (1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管なし) 許可申請の手引
- (2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管あり) 許可申請の手引
- (3) (特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請の手引
- (4) 産業廃棄物処理施設(中間処理施設) 設置許可申請の手引

3 主な改正内容

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正に伴う許可申請書様式、必要な添付書類等の修正。
- (2) 申請者が法人の場合に添付する法人の「登記事項証明書」について、「履歴事項全部証明書」を添付するよう明記した(新規申請の場合は「現在事項全部証明書」でも可)。
- (3) その他
 - ・ 県組織改正に伴う相談・申請窓口(組織名)等の変更
 - ・ 任意様式となっている書類について記載例追加 等